

# 基本目標 1 安心して地域生活が送れるための支援

## 個別目標 2 地域生活への移行の推進

### 基本施策1 地域生活移行への支援

個別施策（11） 施設からの地域生活移行の支援

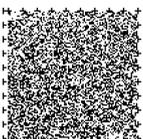
個別施策（12） 病院からの地域生活移行の支援  
【重点的な取り組み】

### 基本施策2 地域で生活するための基盤整備

個別施策（13） 日中活動の充実

個別施策（14） 住まいの場の充実

個別施策（15） 入所支援施設の設置及び支援



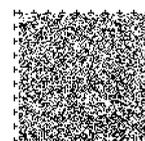
## 基本施策1 地域生活移行への支援

個別施策（11） 施設からの地域生活移行の支援

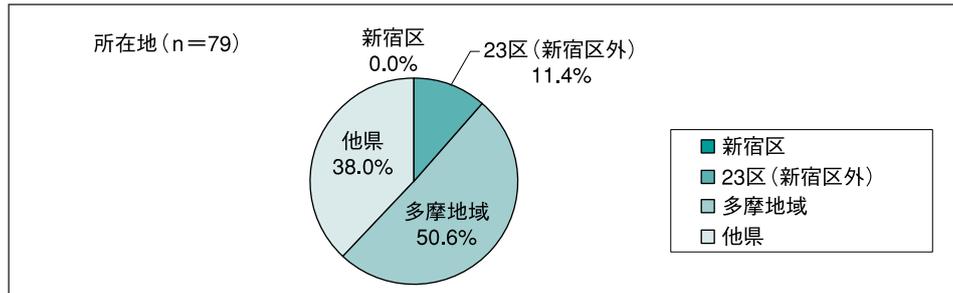
個別施策（12） 病院からの地域生活移行の支援  
【重点的な取り組み】

## 現状と課題

- 地域での生活を希望する福祉施設入所者が、地域生活に円滑に移行できるよう、住まいの場等を整備しつつ、あわせて福祉サービスや日中活動の場の確保を進めています。  
地域生活への移行にあたっては、退所後の希望する過ごし方等、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。
- 「新宿区障害者生活実態調査」の中で、施設入所者からの回答では、施設を退所後の暮らし方への希望として、「就労や通所はしないで生活する」、「通所授産施設や福祉作業所などに通いながら生活する」、「一般企業などで働きながら生活する」等の意見がありました。  
希望する生活を実現したい場所として、「自宅、グループホーム\*・ケアホーム\*等、都営住宅、アパート」等でした。  
また、地域生活を実現するために必要な福祉サービス等として、「ホームヘルプ等の訪問系サービス」、「医療機関が利用しやすいこと」、「生活介護等の日中活動系サービス」、「通所授産・福祉作業所」、「就労支援」、「住宅を見つける支援」等の意見がありました。
- 平成20年2月、病院に入院している精神障害者の地域生活への移行を進めるために必要な仕組みやサービスを把握するため、「生活保護法の医療扶助を受給し精神科病院の入院期間が6か月以上の方等」を対象に、新宿区精神科病院入院患者実態調査を実施しました。  
対象者の入院先の病院は、「多摩地域や東京都以外の病院」が88.6%であり、地域生活移行を支援するためには広域的な関係機関との連携が必要です。

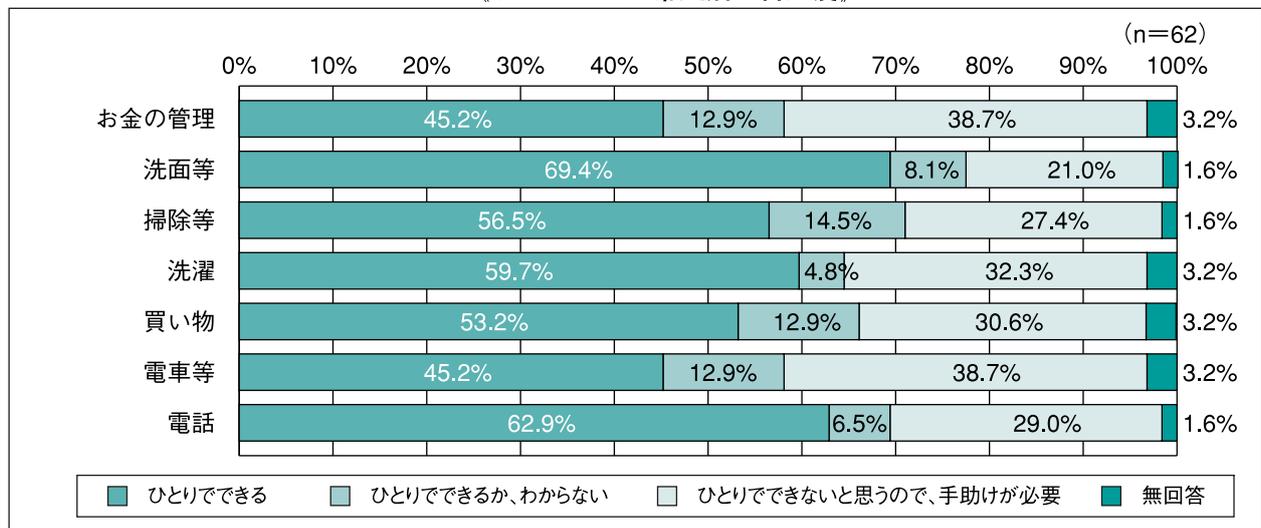


《グラフ1・調査対象者の入院している病院所在地》

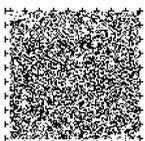
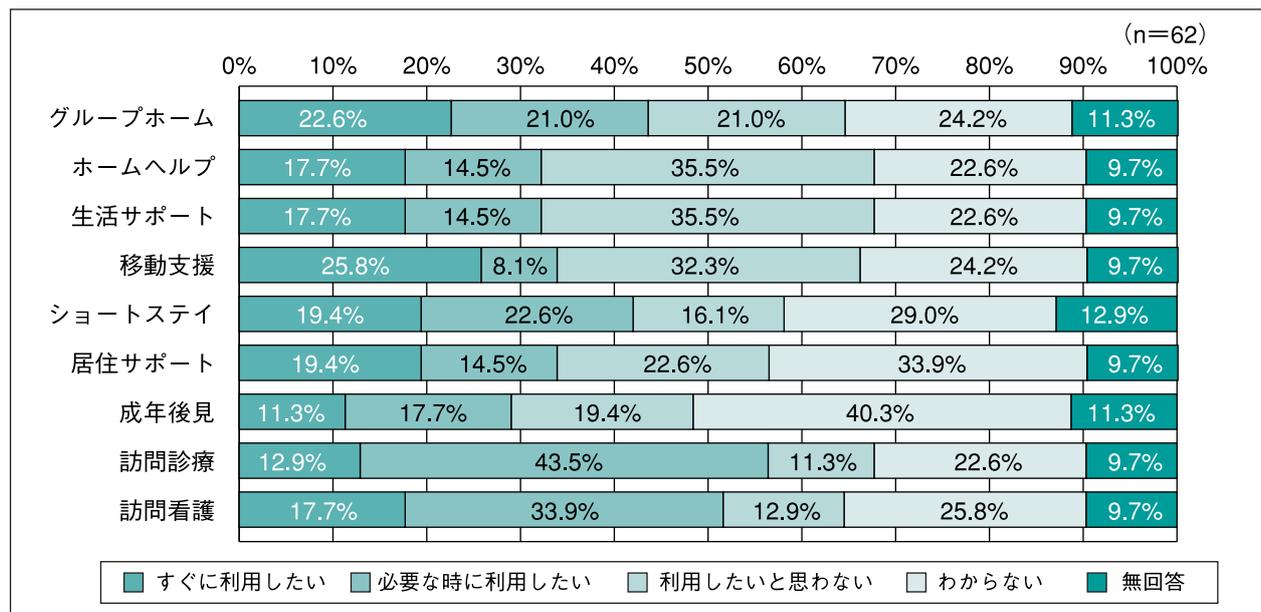


日常生活の自立度は「洗面・着替え・入浴すること」が69.4%の方が「ひとりでできる」と回答していますが、「お金の管理」、「電車やバスなど公共の交通機関の利用」は45.2%と半数以下になっています。

《グラフ2・日常生活の自立度》

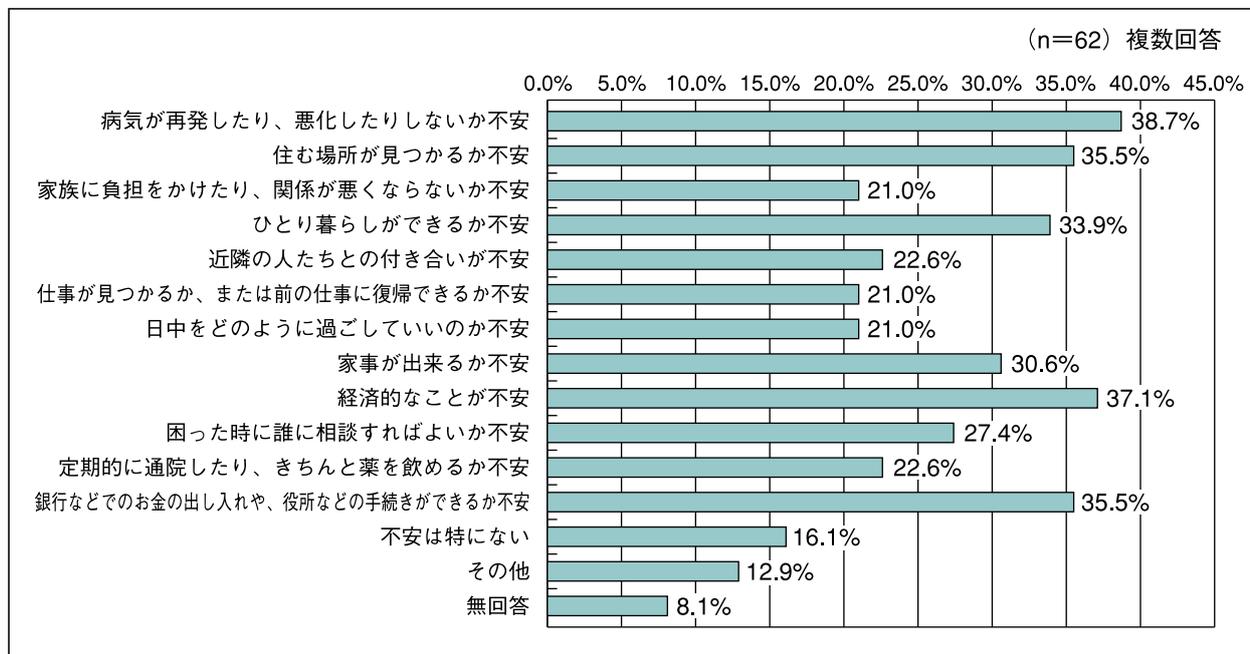


《グラフ3・サービス利用意向》



「退院して地域生活を希望する人」は40.3%です。退院した場合に不安なことは、「病気が再発したり、悪化したりしないか不安」が38.7%と最も多く、サービス利用意向は、「訪問診療」、「訪問看護」が半数以上を占めています。

《グラフ4・退院後の不安》



- 地域生活への移行のため、継続して地域で生活できるように、日常生活を支援する福祉サービスや相談支援体制等を充実するとともに、併せて医療を継続し、悪化を防止するための支援を充実させる必要があります。



### (11) 施設からの地域生活移行の支援

- 地域生活の住まいの場として、グループホーム・ケアホーム等の整備を進めるとともに、住宅相談の充実や日中活動の場の確保を行います。
- 必要な支援を受けながら安心して地域生活が続けられるように、障害者本人の意向を尊重しながら、関係機関が連携して自立と社会参加を支援します。

#### 【第2期障害福祉計画】での対象事業

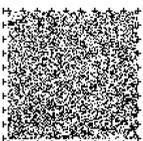
居宅介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、サービス利用計画作成費、障害者地域自立支援協議会、居住サポート、身体障害者福祉ホーム

#### 【新宿区第一次実行計画】での対象事業

- ◇グループホーム(知的)等の設置促進
- ◇高齢者等入居支援

### (12) 病院からの地域生活移行の支援 【重点的な取り組み】

- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行のために、平成21年度から退院促進のためのモデル事業を実施しながら、退院支援の仕組みづくりや必要なサービスの基盤整備等について検討し、安心して地域生活を送れるように支援体制を整備します。
- 入院中から退院後の日常生活や居住の場、日中活動などを総合的にコーディネートします。また、円滑な地域生活移行のため、入院中から地域での日常生活の体験や、自宅などで過ごす中で休養（レスパイト）ができるよう宿泊事業を実施します。
- 精神障害者の地域生活移行のための居住の場の確保については、施設の活用方法の工夫などにより、グループホームの定員増を図っている事業者への支援を行います。また、「グループホーム（精神）等設置促進」を事業として位置づけ、グループホーム、ケアホーム、短期入所等のあり方や需要数等を検討します。



- 精神障害者の医療の継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援や訪問看護等、精神障害者の保健医療体制を強化します。
- 地域生活移行後も、精神障害者がいつまでも安心して地域で生活し続けられるように、保健・医療・福祉の関係者が連携して支援していく体制を整備します。

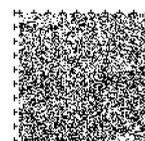
また、精神障害者に関する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別のない地域を目指します。

#### 【第2期障害福祉計画】での対象事業

居宅介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、サービス利用計画作成費、障害者地域自立支援協議会、居住サポート、地域活動支援センター、精神障害者福祉ホーム、生活サポート事業

#### 【新宿区第一次実行計画】での対象事業

◇グループホーム(精神)等の設置促進



## 基本施策2 地域で生活するための基盤整備

個別施策（13） 日中活動の充実

個別施策（14） 住まいの場の充実

個別施策（15） 入所支援施設の設置及び支援

### 現状と課題

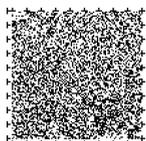
- 障害者がその人らしく充実した地域生活を送るために、日中活動の充実を進めています。今後は、高次脳機能障害等も含めた障害の状況や年齢に応じた日中活動の場について、更に整備を促進していくことが求められています。
- いわゆる「社会的入院」\*の状態にある精神障害者の退院後の居住の場として、自宅、通過型のグループホーム、ケアホーム、民間賃貸住宅等が想定され、日常生活では短期入所や日中の居場所が必要です。現在、区内の居住の場としては、グループホーム2箇所と福祉ホーム\*1箇所がありますが、今後、病院からの地域移行の状況を見極めつつ、必要なサービス量を把握し、基盤の整備を行うことが課題です。
- 知的障害者、身体障害者の住まいの場として、グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、障害者支援施設の整備を行っています。
- 知的障害者や身体障害者が、介護をしている家族が高齢化しても、引き続き住みなれた地域で生活が続けられるよう、安心して住める場を確保していくことが求められています。

### 施策の方向

#### (13) 日中活動の充実

- 障害の状況やニーズに対応した日中活動の場について、活動内容の充実、サービス量を確保できる基盤整備を進めます。

障害者の希望や障害状況に応じた日中の活動場所を整備するために、区立施設の改築・改修時等には、利用者等を交えた検討を行い、必要な機能を備えた施設として整備します。



- 身近な地域で障害者をはじめ住民やボランティアが世代を超えて集う「ふれあい・いきいきサロン」等、障害者やその家族の地域交流の場づくりの活動を支援します。
- 視覚障害をはじめとする情報障害等のある方が気軽に集え、相談や代読・代筆等のサービスも提供できる場を今後検討していきます。

**【第2期障害福祉計画】での対象事業**

生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、地域活動支援センター

**【新宿区第一次実行計画】での対象事業**

- ◇高田馬場福祉作業所の建替えと新体系サービスへの移行
- ◇高田馬場福祉作業所移転後の活用
- ◇新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援

## (14) 住まいの場の充実

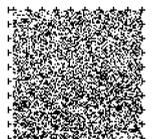
- 知的障害者の地域生活を支えるため、グループホーム・ケアホームの区内整備について、計画的に推進するとともに、身体障害者福祉ホームへの支援を継続します。
- 精神障害者の地域生活への移行後の居住の場として、施設の活用方法の工夫などにより、グループホームの定員増を図っている事業者への支援を行います。  
また、今後、必要なサービスの種類や必要数等について、高田馬場福祉作業所の移転後の跡地を活用し施設整備を推進します。
- 転居等の部屋探しや公営住宅への入居ニーズへの支援として、住宅入居支援事業(居住サポート)等により、住宅の相談から入居に必要な支援まで行えるようにします。

**【第2期障害福祉計画】での対象事業**

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居住サポート、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム

**【新宿区第一次実行計画】での対象事業**

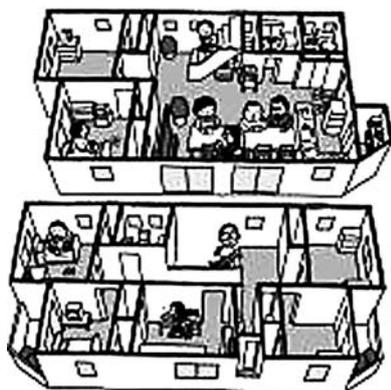
- ◇グループホーム(知的)等の設置促進
- ◇グループホーム(精神)等の設置促進
- ◇高田馬場福祉作業所移転後の活用
- ◇高齢者等入居支援



## 施設紹介 << グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム >>

(平成20年12月現在)

### 「ぽけっと」



< グループホーム(共同生活援助)・  
ケアホーム(共同生活介護) >

#### 『ぽけっと』

設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会  
利用定員 6名

#### 『高田馬場よつば寮』

設置・運営 (社福)東京都知的障害者育成会  
利用定員 4名

#### 『西落合ホーム』

設置・運営 (社福)東京都知的障害者育成会  
利用定員 6名

#### 『落合ハウス』

設置・運営 (社福)かがやき会  
利用定員 5名

#### 『GHつる』

設置・運営 NPO法人クレインハウス  
利用定員 6名

### <福祉ホーム>

#### 『ひまわりホーム』

設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会  
利用定員 10名

#### 『あじさいホーム』

設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会  
利用定員 10名

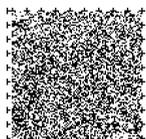
#### 『諏訪ハウス』

設置・運営 (社福)かがやき会  
利用定員 8名

### 「ひまわりホーム」



みんなが集まるリビングの様子です。  
お風呂やトイレはバリアフリー化され、  
エレベーターがあるホームです。



## (15) 入所支援施設の設置及び支援

- 区内に設置する入所施設は、在宅生活を送る障害者やその家族等の支援の拠点としての役割も期待されています。そのため、安心して生活できる地域生活支援型の入所施設として、医療的ケア対応の短期入所事業やグループホームの緊急時のバックアップなどの機能を充実させます。
- 知的障害者を主な対象者とする地域生活支援型の入所支援施設の区内への整備を進めます。  
また、既存施設の施設定員や受け入れ対象の充実及び日中活動サービスの検討とともに、さらなる新規施設については、区内に特別養護老人ホームが建設される際に、併設する可能性について検討していきます。
- 医療的ケアを必要とする障害者を受入れるため、「新宿けやき園」の看護職員の増配置等を目的とする運営費補助を継続して行うとともに、新たに入所支援施設が整備されたときにも、運営費補助をしていきます。

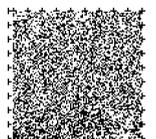
【第2期障害福祉計画】での対象事業  
施設入所支援

【新宿区第一次実行計画】での対象事業  
◇障害者入所支援施設(知的)等の設置促進

### 施設紹介〈新宿けやき園〉

新宿けやき園(百人町4-5-1)は、平成20年6月に、障害者を対象とした「障害者入所支援施設」と、介護が必要な高齢者を対象とした「特別養護老人ホーム」との複合施設として開設されました。

障害者にとって、住み慣れた地域で周囲とのコミュニケーションを大切にしながら暮らし続けることができるよう、個別支援、社会参加支援、自立支援などを通して総合的に支援するほか、日中の生活介護や短期入所も行っています。



# 基本目標 1 安心して地域生活が送れるための支援

## 個別目標 3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

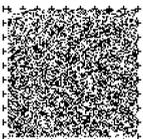
### 基本施策1 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

個別施策（16） 権利擁護の推進

個別施策（17） 虐待の防止

個別施策（18） 防災対策の推進

個別施策（19） 消費者被害の防止



## 基本施策1 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

個別施策（16） 権利擁護の推進

個別施策（17） 虐待の防止

個別施策（18） 防災対策の推進

個別施策（19） 消費者被害の防止

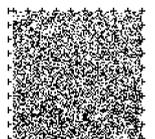
### 現状と課題

- 新宿区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センター（推進機関）の運営を委託し、地域福祉権利擁護事業\*との連携により、権利擁護のための制度の利用促進に取り組んでいます。  
障害者の権利を守るための地域の理解や協力の推進、支援者の養成や職員の対応技術の向上等が課題です。
- 障害者に対する虐待を防止するための意識の啓発などを行っています。
- 災害が発生した場合、速やかに対応するために、支援が必要な障害者等を災害時要援護者名簿に登録し把握を進めています。  
防災についての意識啓発を推進するとともに、災害時に援護が必要な障害者のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。
- 障害者等の消費者被害を未然に防止するため、啓発を推進し、相談体制を強化しながら、悪質商法の被害に遭わないための対応を行っています。  
被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、早期の発見・対応が重要です。

### 施策の方向

#### （16）権利擁護の推進

- 新宿区社会福祉協議会では、権利擁護の専門家の協力により、制度や後見活動等の相談支援、地域福祉権利擁護事業との連携、制度の理解及び協力を得るための広報・普及・啓発活動、人材育成、地域ぐるみの支援を実現するための小地域支援ネットワーク作りを進めています。



- 権利擁護施策の推進にあたっては、新宿区成年後見制度推進機関運営委員会及び新宿区と推進機関との調整会議による助言・指導・調整を受けながら、新宿区成年後見センターで進めています。また、障害者団体や障害者施設と連携を図り、施策の周知を進め成年後見制度\*等の利用を促進します。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

相談支援、成年後見制度利用支援

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

◇成年後見制度の利用推進

## (17) 虐待の防止

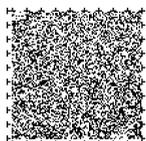
- 障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、施設等の職員に対し、虐待防止のあり方や防止のための適切な支援のあり方を学ぶための研修等を実施します。併せて権利擁護にかかわる相談機関との連携を強化し、地域ぐるみでの支援体制を整備します。
- 障害児や発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども家庭支援センターが中心となり、「子ども家庭サポートネットワーク」の虐待防止等部会で、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員などとの連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

相談支援、障害者地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援

## (18) 防災対策の推進

- 災害時要援護者に対する安全対策を進めるため、「災害時要援護者登録名簿」\*登録者の個別調査を実施して、要援護者の状況と災害時の避難に必要な支援等を調査し、「避難プラン全体計画」策定の基礎資料とします。
- 耐震、耐火、バリアフリー\*化され要援護者の利用及び支援者の活動にも適した第二次避難所(福祉避難所)が、災害時に必要数確保できるよう、指定・整備に努めるとともに、地域ぐるみで防災体制を話し合い、避難支援や避難所での支援の仕組みづくりを進めます。



- 重度の障害者には緊急通報システム\*を導入し、個別の協力員によるサポートを継続しながらネットワーク化を検討します。

## (19) 消費者被害の防止

- 新宿消費生活センターでは、被害に遭った場合の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実・被害の回復に努める等、未然の防止と併せて被害の拡大防止等により、障害者等を悪質商法による被害から守る取り組みを促進します。

### 〈災害時要援護者が安全に避難するために〉 日ごろの備えや防災の知識が大切です

- **災害時要援護者名簿の活用** 新宿区では災害時要援護者名簿(※)に登録されている方々が具体的にどのような支援を必要としているのか等を把握し、災害発生時に、いち早い支援ができるように各ご家庭を訪問して調査を実施し(若松町地区でモデル実施)、調査結果を生かした取り組みを進めていきます。

(※) 災害発生時に、自分の身を守ることが困難な方々を、本人の申し出(登録)により事前に把握し、迅速・的確な援助ができるように名簿を作成しています。

- **手話通訳者を配置する避難所** 手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の4箇所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。
- **避難所への障害者用トイレやベッドの整備** 要援護者にとって需要度の高いポータブルトイレ及びベッドを、福祉避難所に設置していきます。

#### 「新宿区目の不自由な方のための防災マニュアル」の発行

地震が発生したり、地震に対する警戒宣言が出された時、目の不自由な方がどのように行動したらよいのか、日ごろの備えや心構えを解説したCD「地震に備えて(財団法人東京連合防火協会発行)」を、平成21年度に配付します。

#### 「災害時要援護者防災行動マニュアル・いざ大地震に備えて」の発行

障害者や高齢者の方々を災害から守るための本人と、家族、地域の方々の手引書として発行します。

